

国頭村避難行動要支援者避難支援プラン

(全体計画)

平成 29 年 3 月
国頭村

目次

1	基本的な考え方	1
1-1	指針の目的	1
1-2	指針の位置付け	1
1-3	自助・共助・公助	1
1-4	全体計画・地域防災計画の策定	1
2	要配慮者	4
2-1	本指針における要配慮者	4
2-2	要配慮者の特性に応じ配慮すべき事項	5
2-3	指針における要配慮者関連施設	7
3	避難行動における避難行動要支援者支援	8
3-1	平常時の備え	8
3-2	発災時の対応	23

1 基本的な考え方

1-1 指針の目的

- 本指針は、災害発生時における要配慮者への支援が適切かつ円滑に実施されるよう、要配慮者に対する支援の在り方について村の基本的な考え方を取りまとめたものであり、村や要配慮者関連施設等の関係者・関係機関における要配慮者支援対策の推進に資することを目的としている。

1-2 指針の位置付け

- 本指針では、要配慮者の避難行動及び避難生活に関し、村や要配慮者関連施設などの関係者・関係機関が平常時及び発災時において取り組むべき事項、留意すべき事項を示した。
- なお、東日本大震災の教訓を踏まえた改正災害対策基本法の内容や国の県警指針などを反映した内容となっている。

1-3 自助・共助・公助

- 災害に対して人的被害を軽減するためには、村民各々が災害に対する意識を高め、危機回避能力を身に付け、実践することが必要である。（自助）
- さらに避難行動要支援者支援などを鑑みれば、人と人の繋がり、すなわち地域ソーシャルキャピタルを生かした防災力の向上が必要であり、具体的にはお互いに気遣い、声を掛け合い、助け合う仕組み作りが必要である。（共助、公助）

1-4 全体計画・地域防災計画の策定

1-4-1 全体計画・地域防災計画の策定

- 従来国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月）においては、各市町村における「災害時要援護者」の避難支援についての全体的な考え方等を全体計画として定めることとしていた。
- 改正災害対策基本法において、「避難行動要支援者」の名簿作成等（名簿作成、関係者への名簿情報提供等）が規定されたところであるが、これを制度として運用していくにあたり、各市町村においては、まず、当該地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定める必要がある。
- その上で、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として、従来の全体計画を位置付け、策定することが適当である。（全体計画・地域防災計画において定める事項は、事項別表を参照のこと。）

地域防災計画において定める必須事項	○ 避難支援等関係者となる者 参考：改正災害対策基本法§49の11② 本指針 P3「1-4-2全体計画・地域防災計画の策定にあたっての留意事項」
	○ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 参考：改正災害対策基本法§49の10① 本指針 P9「3-1-1避難行動要支援者名簿の作成等 (2) 避難行動要支援者名簿の作成」
	○ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 参考：改正災害対策基本法§49の10① 本指針 P8「3-1-1避難行動要支援者名簿の作成等 (1) 要配慮者の把握」
	○ 名簿の更新に関する事項 参考：改正災害対策基本法§49の10① 本指針 P11「3-1-1避難行動要支援者名簿の作成等 (3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有」
	○ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置 参考：改正災害対策基本法§49の12 本指針 P9「3-1-1避難行動要支援者名簿の作成等 (2) 避難行動要支援者名簿の作成」 P12「3-1-1避難行動要支援者名簿の作成等 (4) 避難支援関係者への事前の名簿情報の提供」
	○ 要配慮者が円滑に避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 参考：改正災害対策基本法§56 本指針 P24「3-2-1避難のための情報伝達」
	○ 避難支援等関係者の安全確保 参考：改正災害対策基本法§50② 本指針 P26「3-2-2避難行動要支援者の避難支援」
	○ 名簿作成に関する関係部署の役割分担
	○ 避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達、避難行動支援等の役割分担）
	○ 支援体制の確保（避難行動要支援者1人に対して何人の支援者を配するか、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ）
	○ 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打ち合わせを行うに当たって、調整等を行う者（以下、「コーディネーター」という。）
	○ あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制
	○ 発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
	○ 避難行動要支援者の避難場所
	○ 避難場所までの避難路の整備
	○ 避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制
	○ 避難場所からの避難先及び当該避難先への運送方法 等

※もとより、改正災害対策基本法は、避難行動要支援者名簿の作成等に当たって地域防災計画で定める事項を、上記の事項に限定するものではないことにも留意されたい。

1-4-2 全体計画・地域防災計画の策定にあたっての留意事項

- 全体計画・地域防災計画の策定に当たって以下の点に留意する。
- 地域の防災意識、防災力を高めるとともに、地域の実情に応じた計画の策定及びその見直しに当たっては、消防機関、県警察、民生委員、国頭村社会福祉協議会、自主防災組織、福祉事業者、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障がい者等の多様な主体の参画を促す。
- 避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、地域によって異なるのが実情であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定する。その際、必ずしも改正災害対策基本法で例示している消防機関、県警察、民生委員、国頭村社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決める。
- また、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するのに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る。

2 要配慮者

2-1 本指針における要配慮者

- 改正災害対策基本法では、「要配慮者」を「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義し、「国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、要配慮者に対する防災上必要な措置に関する事項の実施に努めなければならない」としている（第8条の15）。
- 本指針において、「要配慮者」とは防災上何らかの配慮を要する者とし、高齢者〔ひとり暮らし高齢者等（独居世帯、高齢者のみ世帯、日中高齢者のみ世帯）、寝たきり高齢者、認知症高齢者〕、身体障がい者（視覚・聴覚・言語障がい者、肢体不自由者、内部障がい者、難病患者等）、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れた外国人等で、次のようなハンディキャップを持っている人々が考えられる。
 - 自分の身の危険を察知できない、もしくは困難な人。
 - 身の危険を察知できても救助者に伝えられない、もしくは困難な人。
 - 危険を知らせる情報を受け取ることができない、もしくは困難な人。
 - 危険を知らせる情報を受け取っても、対応行動ができない、もしくは困難な人。
 - 災害時（避難準備情報発表から平常の生活が回復するまでの間）被災地で生活する際に何らかの配慮が必要な人。

2-2 要配慮者の特性に応じ配慮すべき事項

- 各要配慮者の特性に応じた配慮事項を以下に示す。

表 2-1 要配慮者の特徴と災害時のニーズ（例）

区分		特徴	災害時のニーズ
高齢者	ひとり暮らし高齢者等	○基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態等の覚知が遅れる場合がある。	○災害時には、迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握等が必要となる。
	（寝たきり）要介護高齢者	○食事、排泄、衣服の着脱、入浴などの日常生活をするうえで他人の介助が必要であり、自力で移動できない。	○災害時には、安否確認、生活状況の確認が必要となる。 ○避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
	認知症高齢者	○記憶が抜け落ちたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある。	○災害時には、安否確認、状況把握、避難誘導等の援助が必要となる。
身体障害者	視覚障害者	○視覚による覚知が不可能な場合や、置かれた状況がわからず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などがわからない場合が多い。	○災害時には、音声による情報伝達や状況説明が必要であり、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要となる。
	聴覚障害者	○音声による避難・誘導の指示が認識できない。補聴器を使用する人もいるが、コミュニケーション手段としては、手話、筆記等である。	○補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要となる。
	言語障害者	○自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	○災害時には、手話、筆談等によって状況を把握することが必要となる。
	肢体不自由者	○体幹障害や足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。	○災害時には、歩行の補助や、車椅子等の補助器具が必要となる。
	内部障害者	○ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療（透析等）が必要である。	○避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。 ○継続治療できなくなる傾向がある。 ○透析治療のために集団移動措置をとる際は、ヘリ、車、船などの移動手段の手配が必要となる。
難病患者		○自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。	○車イス、ストレッチャー等の移動用具と避難支援者の確保が必要となる。 ○人工呼吸器などの医療機器や医薬品が必要となる場合には、医療機関や医療機器取扱店等と日頃から連絡調整を図るとともに、医療機器や医薬品、医療機器を使用するための電源等の確保や民間車両等を活用した病院への移送システムを検討する必要がある。
知的障害者		○緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる。 ○施設・作業所等に通所している割合が、他の障害者より高い。	○気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援する等が必要となる。 ○通所していた施設・作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す。

区分	特徴	災害時のニーズ
精神障害者	○多くの人は自分で判断し、行動できる。 適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。	○精神的動揺が激しくなる場合があるの で、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と 服薬を継続することで症状をコントロ ールする必要となる。 ○自ら薬の種類を把握しておくとともに、 医療機関による支援が必要となる。
発達障害者	○発達障がい者には協調運動の障がい、情 緒の障がいなどがみられるため、コミュ ニケーションが困難な場合もあり、長期 間の避難所生活に適応できない可能性 がある。	○、家族など本人の状態をよく理解してい る人に関わり方などを確認したうえで 対応することが必要になる。 ○また、避難所では、間仕切りのあるス ペースや個室などの確保により、室内で安 心して過ごすことができる工夫が望ま しく、併せて、話を聞いてくれる人を配 置するなどの支援が必要になる。
傷病者	○災害時の負傷等により、歩行機能等に障 がいが生じている。	○肢体不自由者と同様の配慮が必要であ る。
乳幼児 児童	○年齢が低いほど、養護が必要である。	○緊急事態時は、避難時に適切な誘導が必 要である。 ○被災により、保護者等が児童等を養育す ることが困難または不可能な場合、保育 所等への緊急入所等が必要となる。
妊産婦	○自力で移動できる人が多いが、素早い避 難行動は困難な場合が多い。	○精神的動揺により、状況が急変すること もあるので、避難行動のため、場合によ っては車椅子等を用意したり、車などの 移動手段が必要となる。
外国人	○日本語で情報を受けたり伝達すること が十分できない人も多く、特に災害時の 用語などが理解できないことが多い。	○日本語で情報を受けたり伝達すること が十分できないため、多言語による情報 提供が必要となる。 ○母国語による情報提供や相談が必要と なる。

参考) 災害時要援護者対策ガイドライン (日本赤十字社 H18.3) を参考に作成

2-3 指針における要配慮者関連施設

2-3-1 社会福祉施設等

(1) 老人福祉施設

国頭村老人福祉センター、特別養護老人ホーム北斗園、楚洲あさひの丘

(2) 障害福祉サービス事業所

障がい者支援センターわんはーと

2-3-2 病院・診療所

国頭診療所、東部へき地診療所、ひかり医院

2-3-3 学校

国頭中学校、辺土名小学校、奥間小学校、佐手小学校、北国小学校、奥小学校、安田小学校、安波小学校

3 避難行動における避難行動要支援者支援

3-1 平常時の備え

3-1-1 避難行動要支援者名簿の作成等

- 改正災害対策基本法により、市町村は、災害時に安否確認、避難支援及び生活支援を的確に行うため、県が有する情報も含めて平常時から避難行動要支援者の所在情報等を把握し、それらの情報を自治会などの避難支援等関係者等が災害時に活用できるよう、避難行動要支援者名簿として整理しておくことが義務化された（法施行日は平成 26 年 4 月 1 日）。
- 避難行動要支援者名簿の作成等に当たって留意すべき事項は、以下のとおりである。

(1) 要配慮者の把握

1) 村内部での情報の集約

- 村において、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市町村の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める（法 49 条の 10 第 1 項※）。
- その際、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。

※法：災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）による改正後の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）。以下同じ。

【国頭村の関係部局で把握する要配慮者関係情報（例）】

担当部門	台帳等（情報）	対象者
住民登録担当	住民基本台帳	高齢者・乳幼児・外国人
福祉担当	要介護認定台帳等 身体障害者手帳交付台帳等 療育手帳交付台帳等 精神障害者保健福祉手帳交付台帳等 難病福祉手当受給者名簿等	要介護高齢者等 身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 難病患者
保健担当	母子健康手帳交付台帳等	妊産婦

2) 県等からの情報の取得

- 改正災害対策基本法では、例えば難病患者に係る情報等、村で把握していない情報の取得が避難行動要援護者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができることとされており（法 49 条の 10 第 4 項）、積極的に必要な情報の取得に努める。
- なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

【県の機関において把握されている要配慮者関係情報の例】

- 難病患者・・・特定疾患医療給付受給者台帳、小児慢性特定疾病受給者台帳

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

1) 避難行動要支援者の範囲

- 高齢者や障がい者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について要件を設定する。
- 高齢者や障がい者等の要配慮者の避難能力の有無は、主として、①警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力、②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、③避難行動を取る上で必要な身体能力に着目して判断することが想定される（通知Ⅳ 5 (2) ①ア※）。
- また、要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障がい支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設ける。

<例>

- 避難支援等関係者とされた者の判断により、避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿への掲載を村に求めることとする仕組み
- 形式要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求めることができる仕組み

【自ら避難することが困難な者についての A 市の例】

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- ①要介護認定 3～5 を受けている者
- ②身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）の第 1 種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く）
- ③療育手帳 A を所持する知的障がい者
- ④精神障害者保健福祉手帳 1・2 級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

（内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」より）

- 円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものかについては、同居家族の有無なども要件の一つになり得るものである。ただし、同居家族がいる場合であっても、時間帯等によって一人となるケースや介護者が高齢者のみのケースなど、避難が困難な状況もあることから、同居家族がいることのみをもって避難行動要支援者から除外することは適切ではない。
- また、社会福祉施設入所者や長期入院患者については、支援対象者の所在が明確であり、地域の避難支援等関係者の人数が限られていることから、避難行動要支援者名簿の対象は在宅者（一時的に入所、入院している者を含む）を優先する。

※通知：「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」（平成 25 年 6 月 21 日付 府政防第 559 号・消防災第 246 号・社援総発 0621 第 1 号）以下同じ。

2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

- 避難行動要支援者名簿には、掲載者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する（法 49 条の 10 第 2 項）。様式(例 1)参照。

3) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

- 災害規模等によっては村の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理などにより、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

4) 村における情報の適正管理（情報セキュリティ対策）

- 村における避難行動要支援者名簿の管理について、国頭村個人情報保護条例、国頭村情報セキュリティポリシーを順守し、適正に管理を行う。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

1) 避難行動要支援者名簿の更新

- 避難行動要支援者の状況は変化するため、5年に1回、福祉課が名簿作成に必要な情報を集約し、名簿を更新する。ただし、重要な変更が必要な場合はその都度、名簿を更新する

2) 避難行動要支援者情報の共有

- 避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を村及び避難支援等関係者間で共有することが適切である。
- また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知することが適切である。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

- 避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、村は避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することが求められる（法49条の11第2項）。
- 避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることが必要であるため、村福祉課が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接的に働きかけることが求められる。その際には避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するとともに、障がい者団体等とも連携するなど対応を工夫しておくことが適切である。
- 避難行動要支援者名簿制度の趣旨等について詳細な説明を求められた場合には、その避難行動要支援者に対して、個別訪問を実施して、本人に対してその趣旨や内容を説明し、平常時からの名簿情報の提供について意思確認を行うことが適切である。様式(例2)参照。
- 同意は、口頭によるものと書面によるものとを問わないが、状況に照らし本人が実質的に同意していると判断できることが必要となる。
- また、重度の認知症や障がい等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、名簿情報の外部提供を行うこととして差し支えない（通知IV5(3)②ウ）。
- 避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の平常時からの提供は、避難行動要支援者名簿に掲載された本人の同意が必要であるが、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村が災害対策基本条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際し、本人

の同意を要しないこととしているので、当該市町村の実情に応じ、必要な対応の検討を要する。

- なお、「個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めたとき」など、個人情報保護条例上の規定を根拠とする場合も、「当該市町村の条例に特別の定めがある場合」に該当する（通知IV5（3）②エ）。
- 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、村において適切な措置を講ずるよう努める（法 49 条の 12）。

＜村が講ずる措置例＞

- 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- 村内の一地区の自主防災組織に対して村内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。
- 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- 名簿情報の取扱状況を報告させる。
- 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

同意を得るための様式例（例２）

フリガナ			
氏 名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住 所			
避難支援等を必要とする事由	☐ 介護保険の認定を受けている ☐ 手帳所持 ☐ その他 【特記事項】 要介護状態区分： 障害名：() 等級：		
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

※同意いただいた場合、 の欄に障害名等を記載し、避難支援等関係者に提供します

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等）及び障害名や病名等を、〇〇市防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

- ☐ 同意します
- ☐ 趣旨を十分理解した上で、同意しません
- ☐ 同意するかしないかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます

平成△△年□月◇◇日 氏名 _____

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※避難行動要支援者情報を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行いますので、その際は御協力ください。

参考資料：「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」（内閣府 H25.8）

3-1-2 個別計画の策定

- 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、避難行動要支援者一人ひとりに対する個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、村が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定することが望まれる。
- 個別計画の策定にあたって、以下の事項を参考とし、必要な対応をとられたい。

(1) 避難支援等関係者と連携した個別計画の策定

- 村は、民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、福祉事業者等に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、そうした関係者と連携しつつ、一人ひとりの個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別計画の策定を進めていく。
- また、平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せを行うよう、避難支援等関係者に協力を求める。

(2) 具体的な支援方法に関する調整

- 村やコーディネーターとなる民生委員や社会福祉協議会、自主防災組織・自治会、福祉事業者等を中心に、避難行動要支援者を個別に訪問し、本人と具体的な避難支援等の方法について打合せ、市町村や避難支援等関係者間で避難支援等に必要な情報を共有できるよう、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、必要に応じ下記の情報等を記録する。**様式(例3)**参照。

<個別計画の主な内容例>

- ・ 緊急時の避難行動要支援者への情報伝達ルート
- ・ 発災時に避難支援を行う者（主となる支援者を選定し、支援者の不在時や被災に備えて代替者や補助者を定める等のバックアップ体制をとるなど配慮。）
- ・ 避難支援を行うに当たっての留意点（要支援者の健康状況、必要な配慮等）
- ・ 避難支援方法
 - 人的協力体制、避難先（医療機関や福祉避難所などの搬送先を含む）、避難支援手段（車両、移動用具等）等
- ・ 本人が不在で連絡が取れない時の対応
- ・ 避難支援マップ（避難行動要支援者の所在や避難所、避難ルートを記載したマップ）
- ・ 普段利用している医療・介護サービス事業者、かかりつけ医 等

※別添の様式例は、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」からの引用であるが、様式は任意のものでよく、現在各市町村で使用している個別計画で各市町村において必要とする情報が記載されているのであればそれを活用して構わない。

(3) 避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチング

- 避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチングを行うため、具体的に、どの避難支援等関係者がどの避難行動要支援者を対応するかについては、要支援者本人や家族の意見を聞きながら、地域の実情を踏まえつつ、村又は村から避難行動要支援者名簿の提供を受けた避難支援等関係者のうち、コーディネーターとなる者がその調整を行うことが適切である。
- その際、避難支援等の実効性を高める観点から、次の点に留意する必要がある。
 - ・ 一人ひとりの避難行動要支援者について、できる限り複数の避難支援等関係者が相互に補完し合いながら避難支援に当たる。
 - ・ 一人の避難支援等関係者に役割が集中しないよう、避難支援等関係者となる者の年齢や特性を配慮しつつ適切な役割分担を行う。

(4) 避難行動要支援者の個人情報に対する配慮

- 村は、避難支援等関係者が必要以上に避難行動要支援者の個人情報を要求し、避難行動要支援者の利益を損なわれることがないように、避難支援等関係者に説明する。

個別計画の様式例（例 3）

避難時に配慮 しなくてはな らない事項	(あてはまるものすべてに) ☒ 立つことや歩行ができない ☐ 物が見えない（見えにくい） ☐ 危険なことを判断できない ☐ その他	☐ 音が聞こえない（聞き取りにくい） ☐ 言葉や文字の理解がむずかしい ☐ 顔を見ても知人や家族とわからない

同居家族等	
-------	--

緊急時の連絡先 ①	フリガナ 氏名（団体名） 住所	電話番号 1： メールアドレス： その他：	電話番号 2：
	連絡先		
緊急時の連絡先 ②	フリガナ 氏名（団体名） 住所	電話番号 1： メールアドレス： その他：	電話番号 2：
	連絡先		
【特記事項】 (普段いる部屋、 寝室の位置) (不在の時の目印、 避難済みの目印) など			

避難行動要支援者情報

避難支援者情報 ①	フリガナ 氏名 (団体名及び代表者)	
	住所	
	連絡先	電話番号 1： メールアドレス： その他：
避難支援者情報 ②	フリガナ 氏名 (団体名及び代表者)	
	住所	
	連絡先	電話番号 1： メールアドレス： その他：

避難場所等情報※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など

平成△△年□月□□日
上記避難支援等関係者に提供した情報について、記載内容に誤りがないことを確認するとともに、
〇〇市に報告することを了承します。

氏名

避難行動要支援者情報

3-1-3 情報伝達体制の整備

- 要配慮者は、情報の受信・理解・判断・行動などの各段階でハンディを負っているため、迅速かつ正確な情報伝達が極めて重要である。そのため、村は、あらかじめ要配慮者に対する情報伝達体制を整備するとともに、具体的かつ実効性のある情報伝達手法を整備する。

(1) 関係部局・機関等との連携強化

- 村は、自主防災組織や消防団等、地域防災団体に対する要配慮者に関する情報伝達責任者を明確にする。
- また、村は、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用するなど、要配慮者に対する情報伝達網の整備を図る。
- 地域防災団体は、取得した情報を要配慮者及び避難支援者に対し確実に伝達する体制を整備する。

(2) 避難勧告等の発令の判断基準の明確化

- 「国頭村避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき適切に対応するものとする。

【避難勧告等一覧】

種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 ・高齢者等 避難開始 (要配慮者 避難情報)	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所での避難行動を開始 (避難支援者は避難行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常避難行動ができる者は、計画された避難場所等へ避難行動開始
避難指示 (緊急)	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の者は確実な避難行動を直ちに完了 ・まだ避難していない対象者は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

(3) 要配慮者の特性を踏まえた情報伝達手法の選択、機器の整備

- 村、福祉関係者等は、要配慮者の特性を踏まえた情報伝達手法を選択し、必要となる機器の導入等を推進する。

【情報伝達手段（例）】

対象者	手 段（例）
視覚障がい者	広報車、防災行政無線（特に同報系が有効）、コミュニティFM、受信メールを読み上げる携帯電話、点字、携帯ラジオ
聴覚障がい者	ファクシミリ、インターネット（Eメール、携帯メール等）、テレビ放送、いわゆる「見えるラジオ」、文字や絵図、点滅灯、掲示板
肢体不自由者	フリーハンド用機器を備えた携帯電話、広報車、防災行政無線等による音声情報、掲示板等による文字情報
外国人	「やさしい日本語」と外国語による表示・放送、図・イラスト

3-1-4 避難行動支援に係る共助力の向上

- 発災時に円滑かつ迅速に避難支援等を実施するためには、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが必要である。そのため、地域の特性や実情を踏まえつつ、以下の事項について、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関同士が連携して取り組むことが適切である。
- また、被災市町村のみでは対応が困難な状況となることも予想されることから、広域的な応援が受けられるよう、事前に協定を結ぶなど連携体制を整備しておくことも適切である。

(1) 「避難行動支援者連絡会議（仮称）」の設置

1) 構成

- 村においては、避難行動要支援者の支援業務を的確に実施するため、「避難行動支援者連絡会議（仮称）」の構成に当たっては、防災部局及び福祉部局が中心となり、保健関係部局、地域づくり担当部局等も参加した横断的な組織で構成することが適切である。
- また、避難支援体制の整備に関する取組を進めていくに当たっては、必要に応じ避難支援等関係者の参加を得ながら進めていくことが適切である。

2) 検討事項

- 発災時から避難生活まで組織的な避難行動要支援者対策ができるよう、全体計画及び地域防災計画に盛り込む事項の検討や、それに沿った役割分担を検討し、平常時から決定しておくことが適切である。

(2) 防災ワークショップ

- 各集落を対象に、避難経路、避難場所などの地域の現状、課題を明確に整理し、対象集落の防災活動や自主防災組織設立などの支援を行う。
- また、話し合われた取り組み内容などについて、可能な範囲でフォローアップを行う。

<例>

- ・ 災害毎の被害想定範囲の整理
- ・ 地区ごとの避難経路、避難場所の整理
- ・ 避難行動要支援者の整理、情報共有
- ・ 自主防災組織設立の書類作成の支援

(3) 要配慮者及び避難支援等関係者を対象とした研修等の実施

1) 要配慮者への研修等

- 高齢者、障がい者等の要配慮者自身が避難について考え、発災時又は発災のおそれが生じた場合、自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、研修等を通じて促していくことが適切である。

<例>

- 避難行動要支援者名簿への積極的な登録
- 障がい者団体や福祉関係者等との関係づくり
- 家具固定等の室内安全化や備蓄などの備え
- 地域の防災訓練等への参加
- 発災時に支援を期待できる連絡先（人・場所）を3ヵ所程度決める 等

2) 避難支援等関係者の研修

- 地域の防災力の質を高めるため、避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成することが適切である。

<例>

- 自主防災組織や自治会等の防災関係者に対する、要介護高齢者や障がい者等との関わり方などの保健や福祉に関する研修
- 地域の会合等における、避難行動要支援者名簿の意義やその活用について普及・啓発するための防災に関する研修
- 個人情報情報の漏えいを防止するための研修

(4) 避難行動支援に係る地域づくり

- 住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するために、平常時から地域づくりを進めておくことが重要である。このため、村や自主防災組織・自治会等は、避難行動要支援者も含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促し、避難支援等関係者を拡大するための取組を行っていくことが適切である。
- その際、防災に直接関係する取組だけでなく、日常の様々な事業の中で避難行動要支援者が地域社会で孤立することを防ぎ、避難行動要支援者自身が地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努めること、また、地域おこしのための様々な事業やボランティアとの連携を検討することが考えられる。

<地域づくり例>

- 地域行事への避難行動要支援者等の参加の呼びかけ
- 避難行動要支援者等への日頃からの声かけや見守り活動 等

(5) 民間団体等との連携

- 現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、名簿掲載者の生命又は身体を保護するため、必要があるときは、本人の同意の有無にかかわらず、第三者に名簿を提供することが可能である。
- このような場合においては、名簿情報の提供先となる避難支援等関係者その他の者として、ボランティア団体、障がい者団体、民間の企業等の力を借りることも有効な方策の一つであることから、地域の民間団体等と連携を図るよう、あらかじめ名簿情報の提供について協定を結ぶなど、必要な連携を図ることが適切である。

(6) 防災訓練

- 防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検しておくことが適切である。
- 避難行動要支援者名簿を活用したり、障がい者団体等と連携したりするなどして、企画段階から避難行動要支援者の防災訓練への参加の機会を拡充することが適切である。
- また、避難行動要支援者が訓練に参加することは、各参加者が、例えば車いすなどへの対応を実際に経験することにより、避難行動要支援者について理解する観点からも重要である。
- さらに、避難行動要支援者も参加した防災訓練を実施する際、発災時に避難行動要支援者が円滑に避難できるよう、防災に関するパンフレット等を点字訳や拡大文字、音声、多言語訳等でも提供すること、分かりやすい内容で作成することなど、避難行動要支援者一人ひとりの防災意識を高めることが適切である。
- 村は、考え得る様々な災害や被害を想定し、避難行動要支援者への確実な情報伝達や物資の提供等の実施方法等に関する訓練を、民生委員や消防団、自主防災組織、自治会、福祉事業者、ボランティアや地域企業の従業員等の様々な分野の関係機関・関係者の参加を得ながら実施することが適切である。

<訓練例>

- 避難準備・高齢者等避難開始等の発令や伝達
- 避難場所への避難行動支援
- 避難行動要支援者名簿の平常時からの避難支援等関係者への提供に不同意であった者への支援の開始
- 発災直後の安否確認
- 避難場所から避難所等への運送 等

3-2 発災時の対応

3-2-1 避難のための情報伝達

(1) 避難準備・高齢者等避難開始等の発令・伝達

- 村は、自然災害発生時において、その状況に応じ避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、あらかじめ定めている避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令等の判断基準に基づいて適時適切に発令すること。
- 避難準備・高齢者等避難開始として発令される、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者の中には避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。
- そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、
 - ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること
 - ・同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
 - ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

など、その情報伝達について、特に配慮する。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

- 自然災害発生時、特に地震に伴う津波の発生時においては、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達手段の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。
- また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もあり、多様な情報伝達的手段を用いることは避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、村は多様な情報伝達的手段を確保する。
- さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

【情報伝達時に配慮すべき事項、有効な情報伝達機器・手段（例）】

対象者	情報伝達時に配慮すべき事項、有効な情報伝達機器・手段（例）
高齢者	○具体的にわかりやすい口調で、ゆっくりと伝える。 ○拡声器等で音声情報を複数回繰り返す。 ○行政情報等で主に掲示されるものについては、ボランティア等を介して確実に伝わるよう配慮する。 ○携帯ラジオ、拡声器の使用、掲示板の設置等。
視覚障がい者	○具体的にわかりやすい口調で、ゆっくりと伝える。 ○拡声器等で音声情報を複数回繰り返す。 ○行政情報等で主に掲示されるものについては、ボランティア等を介して確実に伝わるよう配慮する。 ○携帯ラジオ、点字、音声出入力装置、音声変換が可能な電子/携帯メール、文字の拡大装置等。
聴覚障がい者	○文字や絵を組み合わせ確認しながら情報を伝える。 ○手話通訳、要約筆記のできる人を配置する。 ○掲示板、手話、要約筆記、ファックス、インターネット、電子/携帯メール、文字放送テレビ等。
盲ろう者	○コミュニケーション方法は、視覚及び聴覚の障がいの程度や生育歴、他の障がいとの重複の仕方等によって変わってくるので確認が必要。 ○音声発語が可能な場合は、手のひら書きで伝わる場合もある。 ○発語が不明瞭な場合は、触手話や手のひら書きでも伝わる人が多いが、伝わらない場合は両手を軽く握って身振りなどで伝える。
知的障がい者	○情報の収集や状況の把握、記憶等がうまくできないので、個々人の障がい状況に応じて、具体的に、わかりやすく、繰り返し、情報を伝える。 ○精神的に不安定にならないよう、優しい言葉で、ゆっくりと話す。
発達障がい者	○個々人の障がい状況に応じて、具体的に、わかりやすく、繰り返し情報を伝える。 ○精神的に不安定にならないよう、優しい言葉で、ゆっくりと話す。 ○特に自閉症の人の場合には、理解できる方法（実物、絵、図、文字等）で情報を伝えることも有効である。
精神障がい者	○精神的に不安定にならないよう配慮しながら、具体的に、わかりやすく情報を伝える。
高次脳機能障がい者	○情報の収集や状況の把握、記憶等がうまくできない場合があるため、個々人の障がい状況に応じて、具体的に、わかりやすく、繰り返し、情報を伝える。
外国人	○日本語による情報伝達が困難な場合があるため、多言語による情報提供や絵やピクトグラム（絵文字・絵言葉）が有効である。

3-2-2 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難支援等関係者等の対応原則

- 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うこと。
- しかし、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、村は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮すること（法 50 条第 2 項）。

【避難支援における避難行動要支援者の態様にあわせた配慮事項（例）】

対象者	配慮事項
寝たきり高齢者	○車いす、ストレッチャー等の移動用具の使用が望ましいが、確保できない場合には担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。 ○日頃から使っている薬があるかどうかを確認し、あれば携帯させることが望ましい。
視覚障がい者	○白杖などを確保する。 ○手引き・誘導により避難する。 ○日常の生活圏であっても、災害時には環境の変化から認知地図が使用不能となる場合があることに配慮する。
聴覚障がい者 言語障がい者	○筆記用具等を用意しておき、手話や筆談によって状況説明を行い、避難所等へ誘導する。
盲ろう者	○避難する際、支援者は自分が誰なのか、何のために、どこへ行くのかを、手のひらに文字を書く等の手段により伝える。また、支援者とは、あらかじめ緊急時のサイン又はルール（例：支援者がヘルメットを渡したら避難のサイン）を決めておくことが有効。 ○支援者の肘の上を盲ろう者につかんでもらい、歩行速度に気をつけて歩くようにし、後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむ等はしない。
肢体不自由者 傷病者	○自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。
内部障がい者 難病患者	○常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具などを確保することが望ましい。
知的障がい者 精神障がい者 発達障がい者	○災害の状況や避難所等の位置をわかりやすく説明するとともに、必要に応じて誘導する。 ○動揺している場合は、気持ちを落ち着かせることが大切である。
児童	○災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、自力で避難することが困難な場合には、適切に誘導する。
乳幼児	○保護者に災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、保護者が複数の乳幼児を抱えている場合には必要に応じて避難支援を行う。
妊産婦	○妊娠の時期や個人により身体の状態が大きく異なるため、本人に身体状態を確認する必要がある。 ○妊娠後期では腹部が大きくなることから、足元が自分ではよく見えず、身動きが取りにくく、息が上がりやすくなるため介助を行うことが望ましい。
外国人	○日本の地理や慣習、災害に関する知識不足から、適切な行動が取れないことが考えられる。 ○言葉が通じないことが多いことから、言語のみでなく絵や身振りを交えた情報発信が求められる場合がある。

(2) 避難支援等関係者等の安全確保の措置

- 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておく。
- 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておく。
- 避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。例えば、発災時から一定時間を活動時間として設定しておき、それを経過した場合には直ちに退避するなどのルール作りが考えられる。一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、それでも助けられない可能性もあることを理解してもらう。
- 避難支援はあくまで地域における助け合い・共助の活動であることから、避難支援等関係者には必ず支援しなければならないという義務が課せられるものではない。また、避難支援中に避難行動要支援者に与えた損害についての責任は原則として問われない。
- 避難支援中に避難支援等関係者が事故にあった場合に備え、ボランティア保険に加入するなどの対応を検討する（一般的なボランティア保険では災害時の適用がない場合が多いので注意する）。

(3) 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

- 名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、法第 49 条の 13 における守秘義務違反には当たらない。
- なお、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から他者に名簿情報を提供することは、「正当な理由」に該当しない（通知Ⅳ5（5）①）。

(4) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

1) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

- 現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる（法 49 条の 11 第 3 項）。
- そのため、村は、避難支援等関係者その他の者に対し、特に避難の時間的余裕がある風水害等のリードタイムのある災害においては、避難支援等関係者その他の者への情報提供に同意していない者についても、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができることとなっている。

- ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、浸水する可能性がない地区に居住する同意のない避難行動要支援者の名簿情報まで一律に提供することは適切ではない。そのため、村は予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断するよう留意する（通知Ⅳ5（3）③イ）。

2) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

- 自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等の支援が受けられる場合は、村はそれらの者にも名簿情報を提供することができる（通知Ⅳ5（3）③ア）。
- また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組む。

3) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

- 発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ地域防災計画において定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられる。そのため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、3-1-1（4）に記載した「村が講ずる措置例」の他、名簿情報の廃棄・返却等も含め、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める（法 49 条の 12）。

3-2-3 避難行動要支援者の安否確認の実施

- 安否確認を行う際に、避難行動要支援者名簿を有効に活用するものとする。
- 自宅に被害がなく、避難行動要支援者が無事であっても、介護者や保護者が外出先で被災し、行方不明となり、支援者がいなくなること、また、介護者自身も負傷や高齢、障がいにより発災時は支援が必要となることも想定される。そういった状況やライフラインの供給が止まるなどした場合、せっかく助かった避難行動要支援者であっても、その後の自力生存が困難となり、その命までも失われかねない。
- そのため、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、村は、避難行動要支援者名簿を活用し、在宅避難者等の安否確認を進める。
- また、安否確認を行ったが、応答がない場合には、現地に最寄りの避難所から人を派遣するなどにより状況を把握するなどして、避難所への移動等の必要な支援を行い、救える命が失われないように必要な対応をする。
- 村が安否確認を外部に委託する場合には、避難行動要支援者名簿が悪用されないよう適切な情報管理を図るために必要な措置を講じるよう努めることが求められる（法 49 条の 12）。そのため、適切に安否確認がなされ则认为得る福祉事業者、障がい者団体、民間の企業や団体等と災害発生前に協定を結んでおくことが適切である。
- また、近年の災害においては、ケアマネジャー等の福祉サービス提供者が中心となって献身的に担当利用者の安否、居住環境等を確認し、ケアプランの変更、緊急入所等の対応を行うなど重要な役割を担っているところもみられる。村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健関係部局は、福祉サービス提供者との連絡を密に取り、積極的に連携していくことも有効な方策の一つである。
- 避難行動要支援者に該当しない者であっても、発災または発災のおそれがあるときに、地域の高齢者や障がい者等を対象とした見守りのための名簿等を別途作成・活用し、安否確認を行うことが考えられる。
- また、福祉事業者や障がい者団体等と、避難行動要支援者に該当しない者の安否確認を行うための協力体制等について、あらかじめ協定を結んでおき、それら団体等と連携し、発災後の安否確認を行うことも有効な方策の一つである。

3-2-4 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

- 発災時に助かった避難行動要支援者の命が、その後の避難生活において配慮が足りなかったために失われるといったことがないように留意する必要がある。そのため村は、地域の実情や特性を踏まえつつ、以下の事項を参考としながら、避難後の避難行動要支援者の支援を行う必要がある。

(1) 避難行動要支援者の引継ぎ

- 避難行動要支援者及び名簿情報が避難場所等において、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ地域防災計画又は全体計画に規定し、避難行動要支援者の引継ぎを行うことが適切である。その際、名簿情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう引継ぐことが適切である。

(2) 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

- 避難行動要支援者を速やかに避難場所から避難所へ運送できるよう、あらかじめ運送事業者と避難行動要支援者の運送について協定を結び全体計画に規定することが適切である。発災後は、避難行動要支援者の運送の責任者となった者が中心となってあらかじめ定めた全体計画に基づき、避難場所から避難行動要支援者を運送することが適切である。

「国頭村避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」
（平成 28 年度作成）

編集発行：国頭村

庶務担当：国頭村役場 総務課

TEL 0980-41-2101

FAX 0980-41-5910